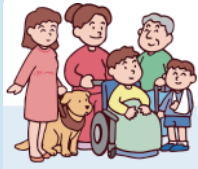


もしも、病気やけがで障がいが残ったときは
障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで一定の障がいが残ったときや、20歳前の病気やけがで一定の障がいが残ったときに、障害基礎年金が支給されます。（※一定の条件を満たした場合に限る）



【年金が受けられる要件】

- ①初診日（病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）前に、被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間（保険料免除期間・学生納付特例期間も含む）が必要です。
- ②障害認定日（原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日。または、1年6カ月以内に症状が固定した日）に政令で定められている障害等級表1級または2級の障害の状態になっていること。
- ③20歳前の病気やけがによる障がい者は、20歳から受けられます。ただし、本人の所得制限があります。

◆ **特別障害給付金制度**

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、特別障害給付金を支給する制度が、平成17年度に施行されました。

詳しくは、国保年金課国民年金係または二宮支所福祉国保窓口係に問い合わせください。

【支給の対象となる方】

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級もしくは2級の障害状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方

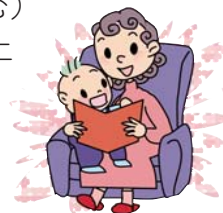
もしも、働き手に先立たれたときは
遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡または、老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達した年度末になるまで（1級・2級の障がいのある子の場合には20歳になるまで）支給されます。

◆ **次の方が死亡したときに、その遺族が年金を受けられます。**

- ①国民年金の被保険者である方
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方
- ③老齢基礎年金の受給権者である方
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

※①と②の場合、被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間・学生納付特例期間を含む）を合算した期間が3分の2以上必要です。



【障害の区分】

大きく分けて目・耳・肢体・内部障害・精神（知的障害を含む）障害などです。

★ **障害基礎年金の年金額** ★

- ・1級障害者年金額 **983,100円**
- ・2級障害者年金額 **786,500円**

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に達した年度まで。障がいのある子は20歳未満）があるときは、次の額が加算されます。

| 加算対象の子 | 加算額 |
|-------------|-----------|
| 1～2人(1人につき) | 各226,300円 |
| 3人以上(1人につき) | 各75,400円 |

★ **遺族基礎年金の年金額** ★

子の加算額を加えると、次のとおりです。

| 子のある妻に支給される年金額 | |
|----------------|----------------|
| 子の数 | 年金額 |
| 1人のとき | 1,012,800円 |
| 2人のとき | 1,239,100円 |
| 3人のとき | 1,314,500円 |
| 4人以上 | 1人につき75,400円加算 |

| 子のみの場合に支給される年金額 | |
|-----------------|----------------|
| 子の数 | 年金額 |
| 1人のとき | 786,500円 |
| 2人のとき | 1,012,800円 |
| 3人のとき | 1,088,200円 |
| 4人以上 | 1人につき75,400円加算 |



あなたを支える…

国民年金

超高齢化社会を迎え、国民年金の果たす役割が、ますます重要になってきました。国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない社会保険制度です。国民年金は、老齢により、収入を得ることが困難になったとき、あるいは病気やけがで障がいが残ったときに、生活の基礎となるべき費用を年金として支給します。長い人生をずっと支え続ける国民年金。まだ加入していない方はすぐに加入し、保険料を納めましょう。

あなたの加入する国民年金はどのタイプ？

| 種別 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|------|---|------------------------|--|
| 対象 | 自営業・農林漁業者・学生・第2号被保険者の配偶者で収入があるため、扶養になっていない方 | 厚生年金の被保険者本人・共済組合の組合員本人 | 厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻（夫） |
| 加入方法 | 市町村の国民年金の窓口で手続き | 勤務先で加入手続き | 配偶者の勤務先で加入手続き |
| 納付方法 | 自分で納付 | 給与から天引き | 納付の必要なし |

現在の国民年金保険料はいくら？（平成24年度分）

- 定額保険料 …… 1カ月 **14,980円**
- 付加保険料 …… 1カ月 **400円**（希望者）

◆ **保険料を納めるには？**

- 納付書払い … 日本年金機構から送付された納付書で金融機関や郵便局の窓口・コンビニで納付
- 口座振替での納付
- クレジットカードでの納付
- インターネットなどでの電子納付

保険料の納付は“口座振替”が便利です。

一度手続きをするだけで、指定した口座から自動的に引き落とされ、納め忘れにより年金が受けられなくなることがありません。前納や早割等で割引があり、大変お得です。申し込み手続きは、国保年金課国民年金係または二宮支所福祉国保窓口係で行うことができます。

こんなとき、こんな年金が受けられます

65歳になったときは
老齢基礎年金

保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が原則として25年以上ある方で、65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。



【年金を受けるために必要な期間】

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②国民年金の保険料の免除（全額・3/4・半額・1/4）を受けた期間
- ③国民年金の若年者納付猶予を受けた期間
- ④国民年金の学生納付特例を受けた期間
- ⑤第3号被保険者であった期間
- ⑥任意加入できる人が加入しなかった期間
- ⑦昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間・共済組合の組合員期間

➡ ①～⑦を合計して、原則として **25年以上**の期間が必要です。
※加入していても保険料を納めなかった期間は除かれます。

★ **老齢基礎年金の年金額** ★
（平成24年度価格）

保険料を20歳から60歳までの40年間納付した場合
年金額 786,500円（満額）

楽習情

科学教育センター
☎83-6611

プラネタリウム

【観覧料】高校生以上200円、中学生以下100円、3歳以下無料

- 1 さいごの恐竜 ティランノサウルス
【とき】1月19日・26日、2月2日午前のみ・9日・16日・23日、3月2日・9日(各土曜日)
1回目11時、2回目13時30分
- 2 クリスマス夜間特別公開
【とき】12月21日(金)
1回目17時、2回目19時

天体観望会

木星や月を見よう
【とき】①12月17日(月) ②1月18日(金) ③2月15日(金)
17時30分～18時30分
【対象】一般・小中学生約30人(電話申し込みで先着順)
【参加費】無料
【申し込み】①12月10日(月)～12日(水) ②1月15日(火)～17日(木) ③2月12日(火)～14日(木)

報



科学の広場

【参加費】子ども1人100円

- 1 発泡入浴剤をつくらう
【とき】12月1日(土)
9時30分～10時30分
【対象】小中学生約40人(電話申し込みで先着順)
- 2 はずむスライムをつくらう
【申し込み】11月26日(月)～28日(水)
【とき】2月2日(土)
9時30分～10時30分
【対象】幼児・小中学生約40人(電話申し込みで先着順)

図書館

☎84-6151

インターネット検索

【利用方法】カウンターで申し込みし、1回30分間(30分延長可)、新聞記事検索データベースで、読売・毎日・朝日新聞の過去の記事を検索することができます。印刷は、1枚20円(白黒)です。

根本山自然観察センター

☎83-6280

根本山しぜん体験教室

- 1 落ち葉のプールを作って遊ぼう
【とき】12月8日(土)・23日(日) 10時～12時
【対象】一般・親子30人
- 2 カブトムシのすみかづくり
【とき】1月6日(日)
9時30分～12時
【対象】一般・親子30人
- 3 冬芽のクラフト
【とき】1月19日(土)
9時30分～12時
【対象】一般・親子25人
- 4 冬越し中の生き物を探に行こう
【とき】2月2日(土) 10時～12時
【対象】一般・親子30人
- 5 根本山へ柴刈りに行こう
【とき】2月10日(日)
9時30分～12時
【対象】一般・親子30人
- 6 おとなのクラフト
【とき】3月7日(木)・8日(金) 10時～
【対象】おとな10人

里山の生き物調査

カエルの越冬場所調査3年目
【とき】12月16日(日) 9時～12時
【対象】一般・親子40人

二宮文化会館

☎74-3373

真岡市芸術鑑賞会

芸術鑑賞会映画「あなたへ」
【とき】1月19日(土)
1回目14時、2回目18時30分
【入場料】二宮文化会館
【入場料】芸術鑑賞会会員無料、おとな(高校生以上)1000円、子ども(4歳以上)500円
二宮文化会館自主事業
津軽三味線
柴田三兄妹コンサート
【とき】2月9日(土) 14時
【入場料】1000円
◆芸術鑑賞会会員500円引き

平成25年度会員は、2月19日(火)より受け付けを開始します。
①芸術鑑賞会主催の映画が無料で見られます。(年間7本以上)
②二宮文化会館主催の自主事業は500円引きになります。
【入会金】2000円(年会費)
【対象】高校生(16歳)以上の方

◆ その他の給付金 国民年金独自の給付として、下記の給付金があります。

● 寡婦年金

国民年金保険料納付済期間または保険料免除期間が25年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳に達するまで支給されます。ただし、死亡した夫が、障害年金の受給権者もしくは、老齢基礎年金の支給を受けていたときは、寡婦年金は支給されません。また、自身の国民年金を繰り上げ受給している場合も除きます。

● 死亡一時金

国民年金を受給する前に死亡した場合に、国民年金保険料を納めた月数(免除を含む)に応じて、死亡一時金が支給されます。ただし、遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません。※寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、どちらか選択となります。

こんなとき、こんな制度が利用できます

◆ 保険料を納めることが困難な場合は… “納付猶予制度” をご利用ください!

● 保険料免除制度

前年の所得が一定以下で収入が少なく保険料が納められない方は、国保年金課国民年金係または二宮支所福祉国保窓口係で申し込みし、日本年金機構で承認されると、申請した月分から翌年6月分までの保険料が免除されます。

● 学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定基準以下(所得で118万円以下)であれば、国保年金課国民年金係または二宮支所福祉国保窓口係で申し込みし、日本年金機構で承認されると、承認された期間の保険料は未納扱いされず猶予されます。

◆ 保険料の納め忘れがある場合は… “後納制度” をご利用ください!

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長されます。

【ご利用いただける方】※老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません。

- ① 20歳以上60歳未満の方・・・10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方・・・①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方・・・年金受給資格がなく任意加入中の方など

◆ 国民年金の受給資格がない場合は… “任意加入” で補うことができます!

任意加入は、60歳になっても受給資格期間(25年)を満たすことができなかった方が、不足期間を満たすために加入したり、すでに受給資格期間を満たしている方が、満額の年金額に近づけたりするために加入することができます。

【加入対象者】(任意)

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢(退職)年金受給者で60歳未満の方
- ③ 海外に所在している20歳以上65歳未満の日本人
- ④ 65歳に達しても年金受給権が確保できない方は70歳まで加入できます。(昭和30年4月1日以前に生まれた方)



【問い合わせ】国保年金課 国民年金係 ☎83-8593 FAX 83-6205
二宮支所 福祉国保窓口係 ☎74-5004 FAX 74-1250